

【重要】学生のみなさんへ 遠隔授業受講のための通信環境の整備について

1. 遠隔授業受講のための通信環境の整備について

遠隔授業を受講するためのインターネット環境については、2020年4月17日付けの第1報において、以下（□で囲んでいる部分）のとおりお知らせ済みです。

インターネット環境について（再掲）

ご自宅のインターネット環境を整備してください。タブレット型端末やスマートフォンで授業を受ける場合は、Wi-Fiの環境を整えてください。

Wi-Fiを含むインターネット環境の整備が難しく、スマートフォン等のモバイル通信を使用する場合は、通信量が膨大となり、通信制限や料金が高額となる恐れがあります。docomo、softbank、au等の大手キャリアでは、25歳以下を対象として、追加データの購入料金を最大50GBまで無償化されると発表されましたが、キャリア毎に適用終了時期が異なります。ご自身のキャリアについて各自確認しておくとともに、この度の措置は、学生が自宅等において遠隔授業等を活用して学習を行うための通信環境を確保するための特別措置であることを十分理解し、適切に使用するよう徹底してください。

スマートフォンで受講する場合は、ご自身の契約状況を確認するとともに、料金プランの見直し等もご検討ください。また、大手キャリアが25歳以下を対象として実施しているサービスについて、当初に発表された内容から変更している場合もあるため、最新の状況を確認しておいてください。

以上により、ご自身で受講する環境を整えていただくことが原則となります。遠隔授業の試行期間（5/11～15）の際に、ご自身の通信環境での受講確認を行ってください。

【携帯電話大手キャリアの通信サービスについて（参考）】

NTT docomo「新型コロナウイルス感染症の流行に伴うU25向け支援措置」

https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/page/200403_00.html

Softbank「25歳以下の“ソフトバンク”と“ワイモバイル”の利用者へ50GBの追加データを無償提供」

https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200403_01/

KDDI (au)「学生（25歳以下）のお客さまのauデータチャージご利用料金を無償化」

<https://www.au.com/pr/u25support/>

2. 学内のパソコン実習室等の使用可否について

2020年5月12日付け「下関市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機対策方針」に基づき、試行期間（5/11～15）に試した結果、以下の条件に該当する学生に限定してパソコン実習室の使用を許可することといたします。

【学内パソコン実習室の使用を許可する際の条件】

山口県内に在住の学生（注1）で、何らかの理由により自宅等での受講が難しく、以下のいずれかに該当する方

- (1) 自宅等でインターネット（注2）を使用することができない方**
- (2) 自宅等で使用するインターネット回線がひどく不安定で、受講の際に途中で接続がとぎれる方**
- (3) 受講するために必要な機器がない方**

（注1）山口県の方針により、県外へ行かれた方、帰省等で県外から戻られた方、また、これらの方と一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えてください。

（注2）光ファイバー、ケーブルテレビ等の固定の高速回線（有線LAN、無線Wi-Fi）、モバイルWi-Fiルータを含みます。

当該条件を満たし、パソコン実習室の利用を希望する学生は、以下のGoogleFormにより利用申請を行ってください。

学内のパソコン実習室の利用申請 → <https://forms.gle/D5HfxhttNFFrJXm5A>

なお、パソコン実習室の「3密（密閉、密集、密接）」を避けるため、許可する人数に限りがあります。各自申請していただき、許可された方に、パソコン実習室の利用方法等についてご連絡いたします。

また、パソコン実習室のプリンターは使用禁止にしております。自宅にプリンターがない場合は、コンビニ等のネットプリント等もご活用ください。

今後の状況により、以上のような制限を緩和する可能性もあります。その際は、ホームページによりお知らせいたします。

【授業に関するお問い合わせ先】（平日 8:30～17:15）

下関市立大学学務グループ教務班

TEL:083-252-0289

Email:enkaku@shimonoseki-cu.ac.jp